

令和8年度第1回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会 会議要旨

1 報 告

(1) 令和7年度第2回推進委員会におけるご意見等について【資料1】

令和7年度第2回推進委員会において出た意見等について、調査等をした結果です。

1. 療育手帳の所持者が増加しているが、発達障がいの増加に関係したものなのか。

- ・療育手帳の程度のうち、B2（2項）は、知能指数が境界線で精神科医師によって自閉症と診断された方であることから、発達障がい者と完全に一致はしないものの、近似的な指標として調査しました。
- ・その結果、B2（2項）は令和4年度の156人から令和7年度の215人に増加しており、療育手帳所持者の増加要因の一つとなっています。ただし、他の程度でも同程度の増加を示していることやB2（1項）はより大きな増加を示していることから、主要因ではないと考えられます。

2. サービスの利用実績について、実績には表れにくい、希望したが利用できなかった方などを含めたニーズなどを把握することは可能か。

- ・（1）のとおり、全体で14.5%の方が「希望通りの時間や日数の利用ができない」と回答しています。
- ・その要因を（2）で確認すると、回答者数が35件と少数であるものの、17.1%の方が「希望通りの時間や日数を市が認めてくれなかった」と回答しています。また、「事業所と希望通りの時間や日数で契約できなかった（40.0%）」、「利用できる事業所が見つからなかった（17.1%）」と合計で57.1%の方が支給量を利用できていない状況にあることがわかります。今後、県域の調整会議などが予定されているため、他市町村の算出方法や見込み量が意味するものなどを確認し、算出方法を検討します。

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針の見直しについて【資料2】

- ・基本指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき作成されるもので、障害福祉計画（本市現行計画では「第4章」）及び障害児福祉計画（本市現行計画では「第5章」）は、この基本指針に即して市町村が作成します。第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9～11年度）を作成するための基本指針は、令和8年3月31日に告示されました。
- ・前回（令和7年度第2回）会議では、案の時点でお示ししていますが、その内容から変更はありません。
- ・今回の基本指針の見直しにおいて新たに加わった項目については、【新規】と記載されています。【新規】の項目において、神奈川県が成果目標・活動指標として設定すべきものと、市町村が成果目標・活動指標として設定すべきものについて、神奈川県と調整し、本市が設定すべきものは資料2で黄色に着色しています。具体的な目標値

については、今後、開催される県域の調整会議での意見交換等を通じて設定し、次回会議において素案の中でお示しする予定です。

- ・成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に「相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】」ことが盛り込まれました。目標値の設定については、国からも協議会の意見を踏まえることが示されているため、茅ヶ崎市自立支援協議会相談支援部会と調整を図ります。

2 議 題

(1) 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画骨子案について【資料3-1、3-2、3-3】

- ・第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の構成案については、資料3-1のとおり整理しています。大きな変更点としては、現行計画では、第3章で施策の方向性ごとに前計画の振り返り、課題の整理、施策の展開をまとめていたところを、次期計画では、第3章に課題の整理、第4章に施策の展開をまとめています。それぞれの章で課題と施策を整理していくことで、市民にとって次期計画期間中に取り組むべき施策がより分かりやすくなることを目指します。
- ・計画の基本方針及び施策の方向性（現行計画では第2章に掲載）については、現行計画の方向性を継承しつつ、資料3-2のとおり再編しています。現行計画における6つの基本方針については、方向性は維持しながら、基本方針と施策の関係性がより分かりやすくなるよう、施策の目的や生活場面ごと（「理解・権利擁護」「情報提供・相談」「地域生活」「教育・福祉サービス」「社会・地域とのつながり」）に整理し、5つの基本方針として再編しました。また、施策の方向性についても、方向性は維持しながらも、再編後の基本方針に沿った施策体系となるよう属する基本方針の再整理や、伝わりづらい表現が含まれていたため表現の見直しを行っています。
- ・骨子案については、資料3-3のとおりです。前述のとおり、第3章で令和7年度に実施したアンケートやヒアリング調査の分析から課題を整理し、第4章でそれを踏まえて施策の展開をまとめます。今後は、本骨子案を基に計画素案の作成を進めていく予定です。構成や基本方針、施策の方向性等、計画の骨子に関するご意見等がありましたらいただけますと幸いです。